



通

令和 6 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続き（DPC/PDPS）

令和 6 年 9 月 27 日
保医発 0927 第 1 号

【解説】10月1日からの適用です。従前の令和5年9月29日付け保医発0929第3号は、令和6年9月30日限りで廃止されました。

(p.443～446, 差し替え)

1 地域医療指数（体制評価指数）等の確認

- (1) 地域医療指数とは、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数」（平成24年厚生労働省告示第165号）に定める機能評価係数Ⅱの項目である地域医療係数を算出する評価指標であり、地域医療計画等における一定の役割を評価する体制評価指数と、地域で発生する患者に対する各病院の患者のシェアを評価する定量評価指数で構成される。
- (2) 地域医療指数（体制評価指数）等の確認とは、確認の対象となる病院の毎年10月1日（以下「基準日」という）における評価項目の参加又は指定等の状況、施設基準の届出状況等を確認するものである。
- (3) DPC対象病院は、地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きをしなければならない。なお、DPC対象病院とは、「DPC制度への参加等の手続きについて」〔令和6年3月27日保医発0327第12号（以下、「制度参加通知」という）〕第1の1(1)に掲げる病院をいう。

2 地域医療指数（体制評価指数）の評価

項目

- (1) 以下の事業への参加又は指定等の状況により評価する。

① がん

- ・がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院（「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第16号）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた病院）。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院は、「都道府県がん診療連携拠点病院」とみなす。
- ・小児がん拠点病院（「小児がん拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第17号）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けている病院）。

② へき地の医療

- ・へき地医療拠点病院〔「へき地保健医療対策等実施要綱」（平成13年5月16日医政発第529号）に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・へき地医療拠点病院であって、令和5年10月1日～令和6年9月30日の期間において「へき地への巡回診療」、「へき地診療所等への医師派遣」及び「代診医派遣」（主要3事業）を合算で12回以上実施している病院。
- ・「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）に基づき、業務の区分「へき地医療」

の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院。

- ・「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）に基づき業務の区分「へき地医療」の要件以外の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院又は社会医療法人ではない病院であって、当該通知別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院。

③ 災害時における医療

- ・災害拠点病院〔「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号）に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・災害拠点病院以外の病院であって、業務継続計画（BCP）の策定のある病院。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）〔「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年6月29日医政発0629第3号）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という）中、「災害時における医療体制の構築に係る指針」に規定するチーム〕。なお、都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム（DMAT）は届出の対象外とする。
- ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）については、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医

発第 692 号)に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システム (EMIS) に参加し、災害時に医療施設の状況を入力可能な病院を対象とする。なお、都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみの参加は届出の対象外とする。

④ 周産期医療

- ・総合周産期母子医療センター(「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により指定された病院)。
- ・地域周産期母子医療センター(「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により認定された病院)。

⑤ 救急医療

- ・病院群輪番制病院、共同利用型病院[医療計画において第二次救急医療機関として記載されている病院であって、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号)の要件を満たす病院]。
- ・救命救急センター〔「救急医療対策事業実施要綱」(昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号)に規定されている病院〕。

⑥ 感染症

- ・第一種協定指定医療機関〔「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」[平成 10 年 10 月 2 日法律第 104 号(以下、「感染症法」という)]に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・感染症法に基づき、都道府県と流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する病院。なお、入院に係るものに限る。

3 地域医療指数(体制評価指数)等の確認に係る手続

地域医療指数(体制評価指数)等の確認は以下の手順で行うこととする。

(ア) 紙媒体を使用する場合

- ① 1の(3)に該当する病院は、地域医療指数(体制評価指数)の評価項目の参加又は指定等状況を、様式 1「救急医療等の参加状況について」(以下、「様式 1」という)により、令和 6 年 10 月 16 日(水)までに病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部(局)に紙媒体の送付により提出する。

② 都道府県衛生主管部(局)は、がん対策主管部(局)と連携の上、病院から提出された様式 1 について、都道府県における登録状況等を記入して、紙媒体の送付により提出病院に回答する。ただし、様式 1 の項目 2「へき地の医療」の「①へき地医療拠点病院の指定」の(1)～(3)、「②社会医療法人認定における地域医療の要件」、項目 3「災害時における医療」の「①災害拠点病院の指定又は BCP の策定」の(2)についての回答は不要とする。

③ 様式 1 の回答を受けた病院は、様式 1 及び様式 2「施設基準の届出状況等に係る報告」(以下、「様式 2」という)を、令和 6 年 11 月 22 日(金)までに病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局担当課に紙媒体の送付により提出する。

④ 地方厚生(支)局は、提出された様式 2 の内容を確認し、様式 1 及び様式 2 を令和 6 年 12 月 10 日(火)までに、紙媒体の送付により厚生労働省保険局医療課に報告する。

⑤ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数(機能評価係数Ⅱ)に係る告示を行う。

(イ) WEB システムを使用する場合

●様式 1 について

① 1の(3)に該当する病院は、地域医療指数(体制評価指数)の評価項目の参加又は指定等状況を、様式 1「救急医療等の参加状況について」(以下、「様式 1」という)により、令和 6 年 10 月 16 日(水)までに WEB システムで病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部(局)に提出する。

② 都道府県衛生主管部(局)は、がん対策主管部(局)と連携の上、病院から提出された様式 1 について、都道府県における登録状況等を記入して、提出内容に齟齬がある場合は WEB システムの「差戻」により提出病院に差し戻す。提出内容に齟齬がなければ WEB システムの「承認」により様式 1 を令和 6 年 12 月 10 日(火)までに厚生労働省保険局医療課に報告する。ただし、様式 1 の項目 2「へき地の医療」の「①へき地医療拠点病院の指定」の

(1)～(3)及び「②社会医療法人認定における地域医療の要件」、項目 3「災害時における医療」の「①災害拠点病院の指定又は BCP の策定」の(2)についての回答は不要とする。

③ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数(機能評価係数Ⅱ)に係る告示を行う。

●様式 2 について

① 1の(3)に該当する病院は、様式 2「施設基準の届出状況等に係る報告」(以下、「様式 2」という)を、令和 6 年 11 月 22 日(金)までに WEB システムで病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局担当課に提出する。

② 地方厚生(支)局は、提出された様式 2 の内容を確認し、提出内容に齟齬がある場合は WEB システムの「差戻」により提出病院に差し戻す。提出内容に齟齬がなければ WEB システムの「承認」により様式 2 を令和 6 年 12 月 10 日(火)までに厚生労働省保険局医療課に報告する。

③ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数(機能評価係数Ⅱ)に係る告示を行う。

※ WEB システムについて、様式 1 と様式 2 を並行して提出することが可能である。上記①と①'、②と②'はそれぞれ同時に実施して問題ない。

(参考資料)

令和 6 年度地域医療指数(体制評価指数)等の確認手続

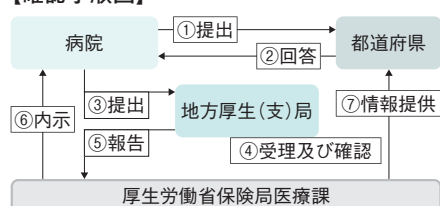
(ア) 紙媒体を使用する場合

- ① 各病院は、様式 1「救急医療等の参加状況について」(略)を病院の所在地を管轄する都道府県に提出する。
- ② 都道府県は、提出された様式 1 の都道府県における登録状況を確認し、その結果について各病院に回答する。
- ③ 各病院は、都道府県から回答のあった様式 1 と、様式 2「施設基準の届出状況等に係る報告」(略)を病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局に提出する。
- ④ 地方厚生(支)局は、提出された様式

2の内容を確認する。

- ⑤ 地方厚生（支）局は、様式1と様式2を厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑥ 保険局医療課において、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各病院への内示と医療機関別係数に係る告示を行う。
- ⑦ 保険局医療課は、集計結果について、都道府県に情報提供を行う。

【確認手順図】



【スケジュール】

令和6年	日程
10月	① 各病院は「様式1」を都道府県に提出する〔10月16日(水)まで〕
11月	② 都道府県は「様式1」の確認結果を病院に回答する ③ 各病院は都道府県の確認を得た「様式1」と「様式2」を地方厚生(支)局に提出する〔11月22日(金)まで〕
12月	④ 地方厚生(支)局は「様式2」を確認する ⑤ 地方厚生(支)局は「様式2」の

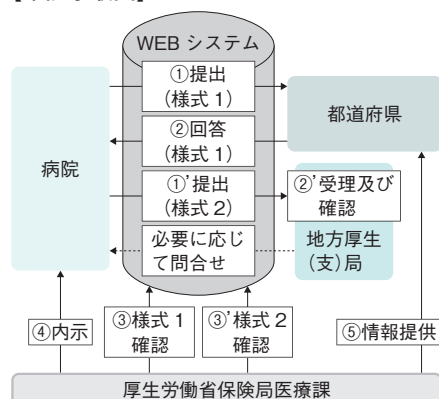
		確認結果と「様式1」を厚生労働省保険局医療課に報告する。〔12月10日(火)まで〕
令和7年	1～2月	厚生労働省において地域医療指数（体制評価指数）等の集計を行う ⑥ 令和7年度医療機関別係数を各病院に内示
	3月	令和7年度医療機関別係数に係る告示
	4月以降	⑦ 都道府県に確認結果を情報提供する

(イ) WEBシステムを使用する場合

- ① 各病院は、様式1「救急医療等の参加状況について」(略)を病院の所在地を管轄する都道府県に提出する。
- ①' 各病院は、様式2「施設標準の届出状況等に係る報告」(略)を病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局に提出する。
- ② 都道府県は、提出された様式1の都道府県における登録状況を確認し、その結果について各病院に回答(承認)する。(場合によって差し戻す。)
- ②' 地方厚生（支）局は、提出された様式2の内容を確認し、承認する(場合によって差し戻す)
- ③ (③') 保険局医療課において、都道府県および地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定する。
- ④ 各病院への内示と医療機関別係数に係る告示を行う。
- ⑤ 保険局医療課は、集計結果について、

都道府県に情報提供を行う。

【確認手順図】



【スケジュール】

令和5年	日程
10～12月	① 各病院は「様式1」を都道府県に提出する〔10月16日(水)まで〕 ①' 各病院は「様式2」を地方厚生(支)局に提出する〔11月22日(金)まで〕 ② 都道府県は「様式1」の確認結果を病院に回答する ②' 各地方厚生(支)局は「様式2」を確認する
令和7年	③ (③') 厚生労働省において地域医療指数（体制評価指数）等の集計を行う ④ 令和7年度医療機関別係数を各病院に内示
3月	令和7年度医療機関別係数に係る告示
4月以降	⑤ 都道府県に確認結果を情報提供する

告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正

令和6年9月30日
告示第311号

【解説】DPCの病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正が告示されました。10月1日からの適用です。

(p.432 右段, p.437 右段, p.438 右段, p.439 左段, 下線部訂正)

別表第3

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)						
30655	削除	削除	削除	削除	削除	削除
(略)						

31291	削除	削除	削除	削除	削除	削除
(略)						
31430	削除	削除	削除	削除	削除	削除
(略)						
31495	削除	削除	削除	削除	削除	削除
(略)						